

広島県告示第八百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西条千五百二十九地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市													郡市・区
河内町													町
中河内													大字
室木ヶ坪			豊崎	立石	豊崎	外屋山			室木ヶ坪			字	
一五三〇番一	一五二七番	一五二六番一	一五二一番	一四三二番一	一五一五番四	一〇〇六五番三	一〇〇六六番一	一〇〇六六番九	一〇〇六五番一	一五六一番二	一五六三番二	一五五七番三	地番
標柱一九号	標柱一八号	標柱一七号	標柱一六号	標柱一五号	標柱一三号及び一四号	標柱七号及び八号	標柱六号、九号、一〇号、一一号及び一二号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	標柱番号